

東北芸術工科大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		東北芸術工科大学		設置者名	学校法人 東北芸術工科大学							
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)							
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数				
						実数	個別					
芸術学部	歴史遺産学科	24人	中一種免(社会) 高一種免(地理歴史)	平成13年度 平成13年度	27人	6人	2人 6人	0人				
	美術科	142人	中一種免(美術) 高一種免(美術)	平成11年度 平成11年度			104人		36人	17人 36人		
デザイン工学部	建築・環境デザイン学科	55人	高一種免(工業)	平成13年度	60人	2人		2人		0人		
	プロダクトデザイン学科	60人	中一種免(美術) 高一種免(美術)	平成21年度 平成21年度	—	—	—	—				
	グラフィックデザイン学科	55人	中一種免(美術) 高一種免(美術)	平成21年度 平成21年度	—	—	—	—				
	映像学科	50人	中一種免(美術) 高一種免(美術)	平成21年度 平成21年度	—	—	—	—				
入学定員合計		386人	合計		191人	44人	63人	2人				
大学名		東北芸術工科大学(大学院)		設置者名	学校法人 東北芸術工科大学							
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)							
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数				
						実数	個別					
芸術工学研究科	芸術文化専攻	12人	中専修免(社会) 高専修免(地理歴史)	平成17年度 平成17年度	43人	21人	2人 16人	0人				
			中専修免(美術) 高専修免(美術)	平成17年度 平成17年度			21人					
			デザイン工学専攻	13人			高専修免(工業)	平成17年度	30人	1人	1人	0人
			入学定員合計				25人	合計		73人	24人	41人
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。											

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月9日（金）

実地視察大学：東北芸術工科大学

実地視察委員：渡辺三枝子委員、高旗浩志委員

【全般的事項】

○教育課程、教員組織等について、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を満たしていない点があるので、「2.」で指摘するように、制度を理解のうえ、早急に改善すること。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○「芸術的創造と人類の良心によって科学技術を運用する新しい世界観を確立する」という建学の理念のもと、「高い専門性を持ちつつ、他者と関わりながら実践する、学び続ける教師を育てる」という教員養成に対する理念が示されているが、その理念を明確化・具体化するために、教職課程に対する全学的な組織、教育課程や教員組織が充実したものとなるよう努めること。

○教職課程は、教科に関する科目と教職に関する科目全体で編成されるものであり、両科目を担当する専任教員が協力して、教職課程を運営していくことが重要である。現行においては、教職課程の運営について、教職に関する科目を担当する専任教員に大きく依拠しているように見受けられる。今後各学科等に所属する教科に関する科目を担当する専任教員も教職課程の運営に積極的に参加するような仕組みとしてファカルティ・ディベロップメントを行うなど、全学的な教職指導の体制を整備するよう努めること。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○教科に関する科目については、自学科等での開設を原則としている一方、教職課程の科目の内容の水準の維持・向上等を図る観点から、各科目区分の半数までは、他学科（共通開設）の科目を充てることが可能としているところであるが、4学科8課程において、教育職員免許法施行規則に定める科目区分の半数を超えて共通開設の科目を充てている状況がみられた。これらの課程は、教職課程認定基準を満たすように早急に改善すること。

○教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。

○教職に関する科目について、科目の内容が教職課程の科目として適切でないと見受けられる科目があった。教員免許状を授与する課程が、いわゆる資格課程としての標準性と、大学における教員養成としての多様性の両面があることを踏まえ、当該科目の内容については、教育職員免許法施行規則に定める各科目の趣旨に則った上で、貴学の教員養成ポリシーを踏まえた内容とするよう調整を図ること。

3. 教育実習の取組状況

○教育実習の参加要件として GPA を導入し、学生が最低限の知識・技能を有していることを確認している点は評価できる。

○歴史遺産学科において平成 26 年度より、教育実習を全て市内の公立学校で実施するよう教育委員会と取り決めたものの、その他の学科等における教職課程については、母校実習を中心に行っているとのことであった。

教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましいことから、今後、地元教育委員会や近隣の学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めること。

○成績評価等の基準について、学生を介して実習校に伝えているとのことだが、教育実習は大学の授業であるから、公正な評価が可能となるよう評価のしおり等により大学として説明を行うなど、責任ある教育実習指導体制の充実に努めること。

○教育実習の開始時期が 4 年の後期とあるが、教職実践演習の実施時期と重なっている。教職実践演習は、全学年を通じた教職課程の集大成として位置づけられる科目であり、教育実習は教職実践演習の受講よりも前に終えていることが望ましいことから、教育実習の実施時期について再考すること。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○教職指導は、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導するものである。履修カルテはその教職指導にあたって有効な手立てであることから、大学が事務的に記載させて保管しておくのではなく、学生が有益に活用できるような仕組みをご検討いただきたい。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○地域社会へのボランティア活動については非常に活発であり評価できる。

○ボランティア活動を教職指導の一部として深化させるために、ボランティア活動によって学生が得られる内容や、教職課程におけるボランティア活動の位置づけ（児童・生徒の発達に係る内容のボランティア活動であるか否か等）を学内で検討し、教職課程として有意義なボランティア活動の推進に関する取組みを今後期待する。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 学生が必要な知識・情報を入手できるよう、今後、児童・生徒の発達理解に関する図書や、教育関連雑誌の充実を図ること。
- 学生への指導を行う教職支援センターが、学生にとって利用しやすい場所に設置されていないように見受けられた。教職を志す学生が、教職に係る最新の情報を簡便に入手したり、相談したりできるよう、センターの設置場所の工夫や内容の充実に努めること。

7. その他特記事項

- 特になし